

事務連絡  
平成30年12月27日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部局 御中

厚生労働省医政局総務課  
経済課

### 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用安定器の早期処理の徹底に係る周知依頼

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度 PCB 廃棄物」という。）については、国が全額出資した特殊会社である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用し、地元の理解と協力の下、全国5箇所に処理施設を整備して処理が行われています。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB 特別措置法」という。）において、JESCOの処理施設ごとに定める計画的処理完了期限の1年前を処分期間の末日として規定しております。

医療機関においては、高濃度ポリ塩化ビフェニル（以下「高濃度 PCB」という。）を含むコンデンサー等を使用したX線機器や照明器具が存在する可能性があります。

例えば、昭和50年（1975年）頃までに国内で製造・販売されたX線機器の一部には高濃度 PCB を含むコンデンサー等が使用されたものがあります。これらについても、処分期間内に自ら処理するか、又は JESCO に処分を委託すること等が、PCB 特別措置法により義務付けられています。

高濃度 PCB を含むコンデンサー等の使用有無については、X線機器のメーカー名、機器名及び型式名から判別可能です。X線機器の製造・販売企業の団体である一般社団法人日本画像医療システム工業会（以下「JIRA」という。）が、ホームページで所有者からの問い合わせ窓口を通知するなど、関連する情報を提供しています。

また、高濃度 PCB 含有安定器を使用した照明器具は、昭和52年3月以前に建築・改修された建物に使用されている可能性があることが判明しています。

近年、PCB 含有安定器の経年劣化により安定器のコンデンサーが破裂し、PCB が漏洩する事故も多く発生していることから、該当する建物については早急に高濃度 PCB 含有安定器の使用の有無に係る調査を行うことが必要です。

なお、照明器具安定器に PCB が含有されているかどうかの判断方法等については、以下の問合せ先及び参照先を御活用ください。加えて、使用中の照明設備は感電のおそれがある



りますので、調査はなるべく、電気工事業者や専門の調査会社等(建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社)にご相談ください。

また、環境省は「PCB 使用照明器具の LED 化による CO2 削減推進事業」として、昭和 52 年 3 月以前に建築・改修された建物について、照明器具安定器の PCB 含有有無に係る調査及び高濃度 PCB 含有安定器を使用する照明器具を LED 一体型照明器具へ交換する工事を補助する事業(補助率:工事費の 1/2、調査費の 1/10)を実施しています。

各自治体衛生主管部局の担当者におかれては、貴管内の医療機関に対して、該当する機器等を所有している場合は確実かつ早期に処分委託手続を行うこと等の周知徹底を図っていただくとともに、貴管内の医療機関から照会があった際には、適切な情報を提供していただきますよう、お願い申し上げます。

御多用中のところ誠に恐縮ですが、趣旨について御理解をいただき、高濃度 PCB 廃棄物等の期限内処理に御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### <添付資料>

○ポリ塩化ビフェニル (PCB) 使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて (パンフレット)

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb-pamph/full8r.pdf>

#### <参照先>

○PCB 特別措置法に基づく届出等の手続について

都道府県及び政令市連絡先:ポリ塩化ビフェニル (PCB) 使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて (パンフレット) 12 ページに記載

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb-pamph/full8r.pdf>

○ポリ塩化ビフェニル (PCB) 早期処理情報サイト (環境省ホームページ)

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

○中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) ホームページ

<http://www.jesconet.co.jp/>

○(一社)日本電機工業会ホームページ

<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/index.html>

○廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設一覧

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

#### <問い合わせ先>

① JESCO への PCB 廃棄物の登録等について

JESCO PCB 処理営業部 登録担当

TEL : 03-5765-1935

JESCO ホームページ : <http://www.jesconet.co.jp/>

② 照明器具の PCB 使用有無に係る判定方法について

(一社) 日本照明工業会

TEL : 03-6803-0685

日本照明工業会ホームページ (PCB 使用照明器具に関する情報)

<http://jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

③ PCB 使用照明器具の LED 化による CO2 削減推進事業について

(一社) 温室効果ガス審査協会 担当 : 奥谷、吉木

TEL: 03-6261-4381 e-mail : [eie@gaj.or.jp](mailto:eie@gaj.or.jp)

公募要領 : [http://www.gaj.or.jp/2018\\_eie\\_form/ei30b1.pdf](http://www.gaj.or.jp/2018_eie_form/ei30b1.pdf)

④ 本通知に関する問合わせ先

環境省環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官付ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

担当 三浦、小福田、工藤

TEL : 03-6457-9096